

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 大阪市における、暴力団等による不法、不当要求事案を予防し、又は排除するため、大阪市行政対象暴力対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 暴力団等に関する情報交換、研究、研修及び共助
- (2) 本市事務及び事業に対する行政対象暴力の排除
- (3) その他、本協議会の目的達成に必要な事業

(協議会の構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、大阪府警察本部大阪市警察部長及び副市長をもって充てる。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会務を総理する。
- 6 委員は、別表第1各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 協議会において次の各号に掲げる各ブロックを代表する委員は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 北ブロック（北区、都島区、福島区、淀川区及び東淀川区をいう。以下同じ。） 北区長及び天満警察署長
 - (2) 中央ブロック（中央区、西区、天王寺区及び浪速区をいう。以下同じ。） 中央区長及び東警察署長
 - (3) 東ブロック（東成区、生野区、旭区、城東区及び鶴見区をいう。以下同じ。） 生野区長及び生野警察署長
 - (4) 西ブロック（此花区、港区、大正区及び西淀川区をいう。以下同じ。） 港区長及び港警察署長
 - (5) 南ブロック（阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区及び西成区をいう。以下同じ。） 西成区長及び西成警察署長

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

- 2 会長が認めた場合に限り、委員の出席は議事に必要な委員のみとすることができる。
- 3 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し、協議会への出席を求めることができる。

(顧問)

第5条 協議会に顧問を置くこととし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 大阪府警察 刑事部長
- (2) 大阪府暴力追放推進センター 専務理事
- (3) 大阪弁護士会 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長

2 協議会は、顧問に意見を求めることができ、顧問は、協議会に対して必要な助言を行うことができる。

(幹事会の設置)

第6条 協議会への付議事項及び大阪府警察と大阪市相互間の連絡等に関する事項を協議するために幹事会を設置する。

(幹事会の構成)

第7条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

- 2 会長は、総務局監察部長をもって充てる。
- 3 副会長は、大阪府警察本部大阪市警察部総務課長をもって充てる。
- 4 会長は、幹事会の会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する幹事が会務を総理する。
- 6 幹事は、別表第2各号ア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会において次の各号に掲げる各ブロックを代表する幹事は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 北ブロック 北区役所総務課長及び天満警察署刑事課長
 - (2) 中央ブロック 中央区役所総務課長及び東警察署刑事課長
 - (3) 東ブロック 生野区役所総務課長及び生野警察署刑事課長
 - (4) 西ブロック 港区役所総務課長及び港警察署刑事課長
 - (5) 南ブロック 西成区役所総務課長及び西成警察署刑事課長

(幹事会の開催)

第8条 幹事会は、同会の会長が定例的に招集し、議事を主宰する。

- 2 幹事会の会長が認めた場合、幹事の出席は、議事に必要な幹事のみとすることができる。
- 3 幹事会の会長は、必要があると認められるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(参与)

第9条 幹事会に参与を置くこととし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 大阪府警察 大阪市警察部総務課管理官、捜査第四課暴力団対策室課長補佐、大阪市警察部総務課係長及び捜査第四課暴力団対策室暴対第一係長
 - (2) 大阪弁護士会 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会副委員長
- 2 参与は、幹事会の運営に参画し、必要に応じて助言等を行う。

(区役所部会の設置)

第10条 地域における行政対象暴力への対策を推進するため、各区役所に行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会（以下「区役所部会」という。）を設置する。

(区役所部会の構成)

第11条 区役所部会は、部会長、副部会長及び幹事をもって構成する。ただし、部会長と副部会長との協議により、必要に応じて構成員を増員し、又は減員することができる。

- 2 部会長は、各区長をもって充てる。
- 3 副部会長は、各警察署刑事課長及び各区役所総務課長（福島区役所、天王寺区役所及び東淀川区役所にあつては企画総務課長）をもって充てる。
- 4 部会長は、区役所部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があつたとき又は部会長が欠けたときは、その会務を代理する。
- 6 幹事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 大阪市 各環境事業センター所長、各工営所長、各公園事務所長、各消防署長及び各水道センター所長
 - (2) 大阪府警察 各警察署警備課長、各警察署刑事課暴力犯係長及び各警察署警備課警備係長

(契約部会の設置)

第12条 大阪市における入札等契約からの暴力団等の排除を推進するため、行政対象暴力対策連絡協議会契約部会（以下「契約部会」という。）を設置する。

(契約部会の構成)

第13条 契約部会に部会長を置き、契約管財局長をもって充てる。

- 2 契約部会の構成については、部会長が別途定める。

(生活保護部会の設置)

第14条 大阪市における生活保護から暴力団員等を排除するため、行政対象暴力対策連絡協議会生活保護部会（以下「生活保護部会」という。）を設置する。

(生活保護部会の構成)

第15条 生活保護部会に部会長を置き、福祉局長をもって充てる。

- 2 生活保護部会の構成については、部会長が別途定める。

(その他の部会の設置)

第16条 第10条、第12条及び第14条に定めるもののほか、協議会又は幹事会において、行政対象暴力への対策を推進するため必要と認めた場合、部会を設置することができる。

2 部会の構成は協議会又は幹事会において決定し、詳細については別途定める。

(守秘義務)

第17条 協議会、幹事会、区役所部会、契約部会、生活保護部会及び前条に規定する部会において知り得た内容については漏らしてはならない。その職を離れた以降も同様とする。

(庶務)

第18条 協議会及び幹事会の庶務は、総務局監察部において行う。

2 区役所部会の庶務は、各区役所総務課（福島区役所、天王寺区役所及び東淀川区役所にあっては企画総務課）において行う。

3 契約部会の庶務は、契約管財局において行う。

4 生活保護部会の庶務は、福祉局において行う。

附 則

本要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月19日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- (1) 大阪市 大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長、北区長、中央区長、生野区長、港区長、西成区長、大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、消防局長、水道局長、教育次長、行政委員会事務局長、市会事務局長及び中央卸売市場長
- (2) 大阪府警察 刑事総務課長、捜査第四課長、公安第二課長、天満警察署長、東警察署長、生野警察署長、港警察署長及び西成警察署長

別表第2（第7条関係）

(1) 大阪市

ア 常任幹事 総務局行政部総務課長、総務局監察部監察課長、政策企画室秘書部秘書課長、市民局区政支援室区行政制度担当課長、契約管財局契約部制度課長、市民局区政支援室連絡調整担当課長代理及び契約管財局契約部制度課連絡調整担当課長代理兼総務局監察部監察課連絡調整担当課長代理

イ 常任幹事以外の幹事 副首都推進局総務担当課長、市政改革室行政改革担当課長、デジタル統括室総務担当課長、都市交通局総務担当課長、北区役所総務課長、中央区役所総務課長、生野区役所総務課長、港区役所総務課長、西成区役所総務課長、危機管理室危機管理課長、経済戦略局企画総務部総務課長、中央卸売市場総務課長、I R推進局企画課長、市民局総務部総務担当課長、財政局財務部総務担当課長、契約管財局契約部総務担当課長、大阪都市計画局計画推進室参事、計画調整局企画振興部総務担当課長、福祉局総務部総務課長、健康局総務部総務課長、こども青少年局企画部総務課長、環境局総務部総務課長、都市整備局総務部事業管理担当課長、建設局総務部事業管理担当課長、大阪港湾局企画部業務改革課長、会計室会計企画担当課長、消防局企画部監察室長、水道局総務部法務監査担当課長、教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長、行政委員会事務局総務部総務課長及び市会事務局総務担当課長

(2) 大阪府警察

ア 常任幹事 捜査第四課暴力団対策室長及び公安第二課管理官

イ 常任幹事以外の幹事 天満警察署刑事課長、東警察署刑事課長、生野警察署刑事課長、港警察署刑事課長及び西成警察署刑事課長